

## 一般社団法人日本外科学会復会・休会規則（定款施行細則第10号）

**第1条** この法人（以下、本会と略記）の復会および休会については、本会の定款に定められたことのほかは、この規則による。

**第2条** 本会会費規則（定款施行細則第2号）第3条の規定にかかわらず、当該会計年度の終了後3年以内に会費を納入しなかった正会員及び準会員は、定款第10条第1項の規定によってその資格を喪失する。

**第3条** 前条の規定によってその資格を喪失した会員が、定款第10条第2項の規定によってその資格の喪失の取消を申し込むときは、その資格の喪失から3年以内に、支払義務を履行しなかった期間の会費を添えて、支払義務を履行しなかった理由を記入した復会申込書を、本会事務所に提出しなければならない。

**第4条** 定款第7条第3項の規定にかかわらず、理事会が前条の復会を承認しなかったときは、復会申込書に添えて提出された支払義務を履行しなかった期間の会費は、これを返還する。

**第5条** 定款第11条の規定によって休会しようとするときは、その期間及び理由を記入した休会申込書を、本会事務所に提出しなければならない。ただし、期間は1年又は2年とし、理由は次の各号のいずれかに該当していなければならない。

- 1) 留学のため
- 2) 出産及び育児並びに健康上の理由のため
- 3) その他理事会が正当と認めた理由のため

**第6条** 理事会が前条の期間及び理由を正当と判断して休会を承認したときは、当該会計年度の終了後から休会の期間を開始する。

2 前条の規定にかかわらず、休会の繰り返いを妨げない。

3 休会の取消を申し込むときは、当該会計年度の会費を納入しなければならない。

**第7条** 休会の期間中は、会員の資格を喪失しているものとする。

**第8条** この規則は、理事会及び社員総会の決議によって変更することができる。

**第9条** この規則は、理事会及び社員総会の決議によって廃止することができる。

**第10条** この規則に定める復会申込書及び休会申込書の提出については、インターネットを介するものを含むこととする。

### 附 則

- 1 この規則は、平成26年2月1日から施行する。
- 2 この規則は、令和5年4月26日から変更する。